

令和 5 年 第 2 回 筑紫野市議会臨時会（5 月） 提出議案について

令和 5 年第 2 回筑紫野市議会臨時会（会期：5 月 1 日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

報告第 2 号	専決処分の承認について（筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について）
本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。 内容は、軽自動車税のグリーン化特例について、一定の環境性能を有する車両の一層の普及促進を図る観点から適用期限を延長するものです。	
報告第 3 号	専決処分の承認について（筑紫野市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。 内容は、地方税法の改正に伴い、本条例で引用している地方税法の条文に項ずれが生じているため、正しく反映させるものです。	
報告第 4 号	専決処分の承認について（筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。 内容は、国民健康保険税の課税限度額を見直し、後期高齢者支援金分課税額の限度額を 2 万円引き上げ、22 万円に改正するものです。 また、軽減判定所得の基準を見直し、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定については、被保険者数に乘じる金額を 29 万円に、2 割軽減の対象となる世帯については 53 万 5,000 円に改正し、軽減対象世帯を拡大するものです。	

報告第 5 号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。 内容は、令和 5 年 1 月 30 日、午後 3 時 20 分頃、筑紫野市大字筑紫において発生した事故により、相手方車両を破損させたものです。 この事故に伴う損害賠償額について、308,781 円で示談協議が整いましたので、令和 5 年 4 月 10 日付けで専決処分を行ったものです。	
報告第 6 号	令和 4 年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
繰り越し事業は、「地域密着型施設等整備補助事業」から「生涯学習センター改修事業」までの 7 件です。 本件は、地方自治法第 213 条の規定により、令和 4 年度中に事業が終了しないものについて、議会の承認を受け、繰越明許費により令和 5 年度へ予算を繰り越していますので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。	
報告第 7 号	令和 4 年度筑紫野市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
本件は、令和 4 年度筑紫野市水道事業会計予算に定めていた営業費用のうち、常松浄水場ろ過池制御盤更新工事が半導体不足の影響により、当初予定していた 3 月末の完了が見込めなくなったため、地方公営企業法第 26 条第 2 項の規定に基づき、翌年度に原水及び浄水費を繰り越していますので、同条第 3 項の規定に基づき、議会に報告するものです。	
議案第 37 号	筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、三輪以上の原動機付自転車の一部の税率が変更になるため、条例の一部を改正するものです。	

議案第 38 号	令和 5 年度筑紫野市一般会計暫定補正予算（第 1 号）について
歳出予算の主な内容は、住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業として 3 億 7,781 万 2,000 円、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業として 1 億 5,274 万 6,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として 4 億 4,413 万 2,000 円、子育て世帯生活支援特別給付金の補助金として 1 億 5,274 万 6,000 円の増額をするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 億 9,687 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 176 億 9,187 万 8,000 円とするものです。	